

会 員 各 位

一般社団法人白井工業団地協議会
代表理事 野水俊夫

フォークリフト運転技能講習のご案内

「フォークリフト運転技能講習」の業務は、労働安全衛生法（労働安全衛生法第61条同施工令第20条第11号労働安全衛生規則第78条）において、フォークリフトの運転業務は、危険または有害な業務として取り扱われ、運転業務を行うための資格が必要となり、最大荷重1トン以上の場合、フォークリフト運転技能講習を修了した者を当該業務に就かせると定めています。

このため、当協議会では、柏南自動車教習所のご協力を得て、「フォークリフト運転技能講習」を下記のとおり4日間（31時間コース）で実施します。

この機会には是非、受講されるようご案内いたします。

記

- 1 日 程 2月13日(土)・14日(日)・20日(土)・21(日)
時間
・1日目～3日目 8:50～19:00
・4日目(最終日) 9:00～20:00
- 2 場 所 柏南自動車教習所(柏市高柳21番地)
TEL. 04-7191-7020 FAX. 04-7191-7898
- 3 受講資格 **普通自動車運転免許以上を有する者**
(大型特殊を持っている方も通常の講習を受けて頂いております)
- 4 定 員 12名
※ 先着順で、定員になり次第受付を終了いたします。
- 5 締 切 日 1月29日(金) 16:00まで
- 6 講習科目
- | | | |
|------|----------|-------|
| ・学 科 | ①荷役装置の知識 | 4時間 |
| | ②力学の知識 | 2時間 |
| | ③関係法令 | 1時間 |
| | ④学科修了試験 | (1時間) |
| ・実 技 | ①走行の操作 | 20時間 |
| | ②荷役の操作 | 4時間 |
| | ③実技修了試験 | (1時間) |



※ 学科修了試験が不合格の場合は、実技講習の受講に進むことができませんので、学科から再受講となります。(有料) また、実技修了試験が不合格の場合は、次回、実技講習のみ再受講となります。(有料)

- 7 受講料 46,000円
(受講料、テキスト代、昼食代(4日分)、その他諸経費)
※ 会員外は、2,000円増になります。
- 8 申込方法 以下の①～④の書類等を添えて、締切日までに事務局へお申し込みください。
① 受講申込書(署名捺印はシャチハタ以外)
② 受講料
③ 証明写真1枚(縦30mm×横24mm)
※6ヶ月以内に撮影したもの
④ 自動車運転免許証(コピー)
※裏面に記載がある場合は、裏面のコピーもお願いします。
※ 事前予約は、電話のみとさせていただきます。
電話予約の後、①～④を締切日までに事務局へお持ち頂いて受付が終了となります。
- 9 その他 ・キャンセルは、開催初日の前日午前12:00までとなります。
これを過ぎた場合は、受講料の返金が不可能となりますので、ご注意ください。

***** 注意事項 *****

- ① 4日間の講習の内、1日でも欠席又は遅刻した場合、法定の講習時間数に満たないと判断され失格となります。(受講料の返金不可)
- ② 講習会当日は、時間厳守をお願いいたします。開始の15分前には、会場にお入りください。
- ③ 修了試験が不合格となった場合は、2か月以内に再受講してください。お申し込みは、当協議会にご連絡ください。(有料)
- ④ 合格者には、「修了証」が最終日に即日交付されます。

***** 新型コロナウイルス感染症対策 *****

- ① 新型コロナウイルス感染症の感染予防は、主催者としての対応のほか各自での対応もされるようお願い致します。(講習会当日、発熱、倦怠感などの自覚症状がある場合は、出席を自粛されるようお願い致します。)
- ② 講習時においては、マスクの着用をお願い致します。
- ③ 会場には、消毒液を用意しますので、こまめな消毒をお願い致します。

[お問合せ・お申込み先]



一般社団法人白井工業団地協議会
事務局 担当：塚原

TEL：047-491-0224

FAX：047-491-0222

Mail：jimukyoku@shiroikyougikai.jp